

男女共同参画社会の 実現を目指して

男女共同参画は英語で Gender equality と言い、直訳すると「ジェンダーの平等」という意味になります。

「ジェンダー」とは、社会的性別とも言われ、私たち一人一人が持っている「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方のことです。

男女共同参画とは、「女性（男性）とはこういうもの（こうあるべき）」という考え方によって行動や思想、生き方を制限されることなく、男女が良きパートナーとしてお互いに尊重し合い、性別にかかわらず、さまざまな生活の場面で一人一人の個性や能力を十分に発揮できるようにしよう、ということです。

国は、毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」としています。今年は、「『学び』を通じて、男性も女性も、一人一人が多様なライフキャリアの形成と選択ができる社会の実現」をテーマとし、各種団体と連携、協力をしながら広報啓発活動などを実施しています。

男女が協力し合って生活するなんて当たり前のことなのに、なぜわざわざ男女共同参画を呼び掛ける必要があるのか不思議に思う人もいるかもしれません。しかしながら、私たちの生活のさまざまな場面で男女差はあります。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、国や地方公共団体だけでなく、皆さん一人一人の取り組みが必要です。私たちの周りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

町でも「第3次益城町男女共同参画計画」を策定し、「一人ひとりが輝き、安心して暮らせるまちづくり ましき」を基本理念とし、取り組んでいます。ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

2019年

町内・御船署管内の事故・事件の発生状況

事故・犯罪区分	発生状況(件)			
	町内		御船署管内	
	4月中	累計	4月中	累計
人身事故	18	43	46	116
物損事故	66	245	161	612
空き巣	1	1	1	4
自販機狙い	0	0	0	0
万引き	0	0	1	14
オートバイ盗	0	0	0	0
自転車盗	0	1	0	3
車上狙い	2	5	3	7

件数は平成31年4月末現在

問御船警察署・御船地区防犯協会連合会
☎ 282 - 1110 ☎ 261 ~ 264

人権についての電話による相談窓口(平日のみ)

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題

熊本県人権センター 午前9時～正午
☎ 384 - 5822 午後1時～午後4時

法律問題、人権問題、人権侵害への救済について

みんなの人権110番 午前8時30分
☎ 0570 - 003 - 110 ~午後5時15分

子どもの人権について

子どもの人権110番 午前8時30分
☎ 0120 - 007 - 110 ~午後5時15分

女性の人権について

女性の人権ホットライン 午前8時30分
☎ 364 - 0417 ~午後5時15分

障がい者の人権および権利擁護について

障がい者110番 午後1時～午後5時
☎ 354 - 4110

いじめについて

益城町いじめ電話相談 午前8時30分
☎ 286 - 1770 ~午後5時15分

さまざまな人権問題について

益城町福祉課人権対策係 午前8時30分
☎ 286 - 3115 ~午後5時15分

クローバーましきニュースは読者のひろば(P 19)に移動しました。